

改正養蜂振興法が平成25年1月から施行！！ (ミツバチの飼育届について)

ミツバチを飼育するすべての者（趣味での飼育等を含む）は、毎年、1月中に飼育届を提出する必要があります。

（受付窓口）各農林（水産）振興事務所

（手数料） 無料



【改正のポイント】

- ・これまでは、業を営む者のみが飼育届の対象でした。
- ・今回、業を営む者、趣味で飼育する者等、ミツバチを飼育するすべての者が、飼育届の対象となりました。

（届出が不要なケース）

花粉交配用に必要な群数を、数週間～数カ月程度のみ一時的に飼育する方。

学術研究等のために密閉された構造設備でミツバチを飼育する方。

上記、については、採蜜した蜂蜜等を販売せず、自家消費することが必須条件。

巣箱や巣洞等を設置しないで、野生の二ホンミツバチの自然巣から、蜂蜜等を採取するだけで、二ホンミツバチを飼育していない方。

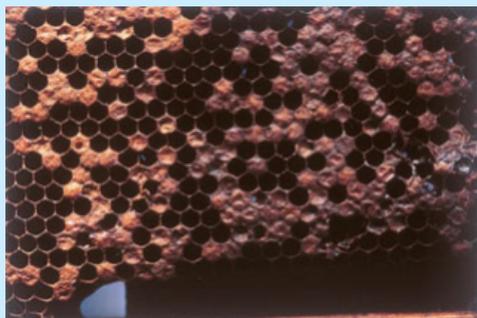
【ミツバチを飼育する方へのお願い】

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチの飼育を止めるとき、放置せず適切な処置をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所にご相談ください。みつばち協議会が作成した「養蜂マニュアル」「ミツバチにうまく働いてもらうために」がダウンロードできます。

HPアドレス <http://bee.lin.gr.jp/new/kyougikai.html>

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください!

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

窓口	担当部署	電話
(相談窓口) 阪神農林振興事務所	農政振興課	079 - 562 - 8848
(届出窓口) 尼崎市役所	農政課	06 - 6489 - 6542
(衛生管理) 姫路家畜保健衛生所	神戸出張所	078 - 965 - 2553
(全般・その他) 兵庫県農政環境部 農林水産局畜産課	飼料養鶏係	078 - 362 - 3455

